事務所通信 vol.64

2026 November

令和８年 10月
第 64号
発行：加納税務会計事務所

事務所HP

Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

蟻の一穴

昨今の世の中ではWebによる商取引は当たり前というか、無いと生活がままならないほどになった感じですよね。それこそ何か欲しいものを購入する際、Webサイトへのアクセスが必須になる訳ですが、そこで活躍するのが「PHP」というWebサイトの裏側で動くプログラミング言語です。有名なところだと、ブログや企業サイトなどを簡単に作れるWordPress（ワードプレス）にも採用されています。Web技術の利用状況を調べるW3Techs（ダブリュースリーテックス）によると、サーバー側で使う言語が判明している世界中のWebサイトのうち、約7割でPHPが使われているとのことです。

そのPHPについて先月下旬、重大な脆弱性があることが発見されました。これを放置していると、ログイン無しで外部からプログラムを動かされ、サーバーを乗っ取られる可能性があるとして、高市首相までXで異例の注意喚起を行うほど。その結果、多くの事業者において緊急メンテナンスが実施され、その間はWebサイトにアクセス出来なくなるなど、世の中は大混乱に陥りました。それだけではなく、前後して大手企業への不正アクセスが多く発見され、大量の個人情報が流出する事態となってしまいました。今回の事態は、ほんのわずかな欠陥がこれほどにまで影響を及ぼす、正に蟻の一穴（ほんの小さな穴が大きな堤防を崩壊させる比喩で、小さなミス･油断･欠陥を放置すると、やがて重大な問題や損害につながるという警告）といった感じでしょうか。しかしながらPHPは長年、世界中で約７割ものWebサービスで使われているのにも関わらず、なぜ今になって脆弱性が発見されたのか、疑問に思いませんか？

今回のPHP脆弱性、様々な要因はあるもののAIスキャンが発見した可能性が一番高いと言われています。PHPは「最も監視されている言語」でありますので、研究者・企業・大学・セキュリティ団体が常に挙動をチェックしているため、脆弱性が見つかりやすい環境は従前から整っておりました。こういった方々の研究の成果により、実は２年前からPHP脆弱性の兆候は把握していたそうです。しかし技術的な難しさにより、修正は棚上げになっていたようですが、2025～2026年の間にAIベースの脆弱性スキャナが急速に進化し、人間では見つけられなかった欠陥をAIが発見したそうです。そのスピードたるや、かつては世界トップクラスの専門家チームが数カ月を要したような作業を、AIの支援によって１人の研究者が約１週間で進めたようなものだと。そう考えるとAIの凄さと脅威を同時に感じる出来事だったことは間違いないです。

その一方、今回の事件で事業者が経営上学ぶべきことが色々あったと思っております。まず積極的なAIの活用です。上記で述べた通り、作業スピードでは圧倒的にAIに分があり、Webのみならず、様々な場面でのAI活用で時短が図れる可能性があります。裏を返せば、AIの活用が出来ないと、あっという間に時流に乗れず取り残されるということです。それと同時にWebに限らず、経営上何か問題が発生した場合、問題がどれほど危険なのかを評価し、影響範囲を調査し、安全な改善方法を決めるには、人間の高度な判断力は依然として必要ということです。言い換えれば、AIがどれほど速く問題を発見できるようになっても、人間や組織の意思決定が遅ければ、安全は確保できないということです。

AIが対応する速度と、事業者がそれを確認し、判断して行動する速度。この差をどれだけ縮められるかが、これからの事業の命運を左右する重要な条件になりそうですね。

事務所通信 vol.64

Monthly Schedule

今月対応が必要な事項をリマインドします

1 **３月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、11月末までに中間納税をしなければなりません。**

2 **個人事業主のうち前期一定金額以上の所得があった場合、11月末までに申告所得税の予定納税をしなければなりません。**

3 **個人事業主のうち事業税の対象業種で前期一定金額以上の所得があった場合、11月末までに個人事業税の納税をしなければなりません。**

4 **事業者のうち本年１/１時点で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、11月末までに償却資産税の第３期分の納税をしなければなりません。**

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思いますので、**11/30（月）**までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

> **法人税・地方法人税**については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和６年５月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

5 **年末調整の書類を１１月中旬頃に皆様の事務所にお送り致します。**

→役員及び従業員（パート、アルバイトを含む）の皆さまに必要事項をご記入、必要書類を添付頂いた上で**12/10（木）**までに弊所までご返送下さい。左記期日までにご返送頂きましたお客様に対しましては、年末調整料金を５千円（消費税抜き）割引きさせて頂きます。

News

事務所の最新ニュースをお伝えします

９月に入所した事務所職員の井熊栄子（いくまえいこ）をご紹介致します。

略歴　前職では不動産開発事業会社の経理部で勤務しておりました。
このたびご縁があり、2026 年 9 月より当事務所に入所いたしました。
趣味・特技　味は料理です。電車通勤の際には、料理動画を熱心に見ています。帰りの電車ではお腹が空いているため、ついつい食い入るように見入ってしまいます。週末は、動画を見ながらお菓子作りが最近の休日の過ごし方です。
最近の出来事　このたび、会計事務所での勤務を再開した事です。前々職は別の会計事務所で３年間勤務しておりましたが、その後しばらく一般企業の経理業務に従事していたため、最新の税務知識には不安がありました。ただ、経理の経験が月次業務などに大いに役立っていることを実感しております。
皆様へメッセージ　お客様のお仕事を会計・税務の面からしっかりとサポートできるよう、日々努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



One Point Study

経営者にとって身近な税務をサクッと解説します

青色申告特別控除の改正について

青色申告特別控除とは

所得税は、収入から必要経費を差し引き、さらに所得控除を差し引いた課税所得金額に、所定の所得税率を掛けて算出します。青色申告特別控除は、税率を掛ける前の所得金額から一定額を差し引く（所得控除）ため、その分だけ所得税の負担が軽くなる仕組みです。

優遇税制の中でも欠かせない青色申告特別控除が、令和8年税制改正大綱にて改正が発表されたため、本コラムでご紹介いたします。

＜改正内容＞　（赤字…増税項目　青字…減税項目　下記一覧表同様）

・電子申告における控除額が最大75万円に増額・適用要件の緩和化
・書面での申告における控除額が最大45万円の減額・適用要件の厳格化
・控除対象外要件の設置

改正後の控除額・適用要件の一覧表

改正前		改正後	
控除額	適用要件	控除額	適用要件
10万円	簡易簿記	0万円	・簡易簿記 ・前々年度の不動産所得（事業的規模）又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの
		10万円	簡易簿記（上記0円に該当しないもの）
55万円	複式簿記（下記65万円に該当しないもの）		複式簿記（下記65万円又は75万円に該当しないもの）
65万円	下記①・②の全てに該当するもの ① 複式簿記であること ② 次のいずれかを満たす イ　e-Taxにより確定申告書の提出を行うこと ロ　優良な電子帳簿保存を行っていること ハ　送受信・保存の要件を満たす電子取引データを保存し、一般の電子帳簿保存を行っている事	65万円	下記①・②の全てに該当するもの ① 複式簿記であること ② e-Taxにより確定申告書の提出を行うこと
		75万円	下記①・②・③の全てに該当するもの ① 複式簿記であること ② e-Taxにより確定申告書の提出を行うこと ③ 次のいずれかに該当するもの イ　優良な電子帳簿保存を行っていること ロ　送受信・保存の要件を満たす電子取引データを保存し、一般の電子帳簿保存を行っている事

＜注意点＞

・改正後の内容は令和9年分（令和10年3月申告分）から適用されます。
・青色申告特別控除を受けるには、一定期日までに「所得税の青色申告承認申請書」を所轄税務署に届け出る必要があります。

まとめ

青色申告特別控除は、完全ペーパーレス化を強く進める税制へと変化しました。

紙で申告する事業者の控除額は最大45万円の減額、さらには令和7年度の収入が1,000万円を超える方は控除の対象外となります。一方で電子申告する事業者の控除額は最大10万円の増額に加え適用要件の緩和と、「デジタル化への適応の有無」によって税額に大きな影響が出ます。この制度を適用できるか否かにより経営資金に差が生まれてしまう為、可能な限り複式簿記や電子申告への移行を検討してみてください。

ご不明点は当事務所までご相談ください。

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介

❶10月1日より従業員を１人でも雇用するすべての企業は、顧客等からの過剰・不当な要求や迷惑行為（いわゆるカスタマ―ハラスメント）から労働者を守るための雇用管理上の措置を講じることが義務化されました。

改正法に基づく指針では、企業は以下のような措置を講じることが求められます。
・就業規則の改定：カスハラ防止の方針を明文化する
・相談窓口の設置：従業員が被害を報告できる体制を整備
・対応マニュアルの作成：現場での具体的対応手順を明確化
・教育・研修の実施：従業員への周知と対応力向上
・業種別のリスク評価：業態に応じた優先順位付けと対策の実施
（参考）政府広報オンラインhttps://www.gov-online.go.jp/article/202510/entry-9370.html

お問い合わせは、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで。

❷東京都では、カスタマーハラスメント防止対策推進事業として一定要件を充たした都内中小企業等（常時雇用する従業員 300 人以下）向け奨励金の支給に係る第2回事前エントリーが10月23日より開始されました。

○令和８年度第２回事前エントリー期間：
令和８年 10 月 23 日（金）10 時から令和８年 11月６日（金）17 時まで
（エントリー期間中はいつでもエントリー可能）
○奨励金額：40 万円（定額）
○受付件数：5,000 件
※先着順ではありません。募集件数を上回った場合は抽選が実施されます。
※応募には、電子申請システム jGrants を利用するため G ビズ ID が必要です。
奨励金特設 WEB サイト URL：https://www.tokyo-cusharaboushi.jp

❸最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は下記URLにてご確認できます

https://r18.smp.ne.jp/u/No/33694803/1f_h7hH7ci0D_39734/0692.html